

岐阜アリーナ指定管理募集に関する質問及び回答について

	質 問	回 答
1	<p><b>仕様書 P20 (1) B3 リーグについて</b></p> <p>2026-27 シーズンから新たな B リーグの構造となり、b リーグ・ワンに参加する場合は、主催試合の 60%以上を岐阜アリーナで行うことになると記載されています。</p> <p>今後、仮にホームアリーナの変更やリーグレギュレーションの変更などで年間 20 試合が減少する場合、利用料収入の大幅な減少が見込まれます。その場合、指定管理料の増額はありますでしょうか。</p> <p>(参考：令和 6 年度実績 4,704,310 円/18 試合開催)</p>	<p>指定管理料の増額は行いません。</p>
2	<p><b>仕様書 P3 (6) 情報セキュリティ対策について</b></p> <p>別添、「情報セキュリティに関する特記事項」に定める対策が追加されました。情報セキュリティ体制報告書 2. 情報セキュリティーマネジメントについての対策項目に ISMS 適合認証制度による認証を取得しているとあります。共同体で応募した際は、共同体として ISMS 認証の取得が必要でしょうか。代表企業の ISMS 認証取得でよろしいでしょうか。</p>	<p>ISMS による認証を取得するのは共同体、代表企業どちらでも構いません。ISMS による認証は必須ではありませんが記載のとおり認証を受けている場合は「情報セキュリティ体制報告書 3. 4」の確認が不要となります。</p>
3	<p><b>仕様書 P7 (4) 環境衛生管理業務について</b></p> <p>別添、「管理運営業務仕様書」P7 に記載の環境衛生管理業務について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき実施とあります。岐阜市保健所に確認したところ、岐阜アリーナは特定建築物に該当しないと回答がありました。</p> <p>当施設の環境衛生管理業務は、仕様書 P7・8 に記載のア 給水の管理業務及びイ 排水の管理業務を実施することでよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。「ア 給水の管理業務」及び「イ 排水の管理業務」を実施してください。</p> <p>また、特定建築物以外の建物であっても建築物環境衛生管理基準に従い維持管理をするように努めてください。(建物における衛生環境の確保に関する法律第 4 条 3 項)</p>

<p>4</p>	<p><b>仕様書 P11 (10) エ今後実施を想定している大規模改修工事等について</b></p> <p>【主な工事】として、令和 9 年度に屋内フロア床改修工事、音響・放送設備改修工事が記載されています。各工事で想定される施工期間をご教示ください。</p> <p>各工事の実施設計により、具体的な工事仕様書を決定されるのでしょうか。</p> <p>また、各工事でフロアが数カ月間利用できない場合、利用料収入が大幅に減少することが予想されることから指定管理料の増額はありますでしょうか。</p>	<p>屋内フロア床改修工事及び音響・放送設備改修工事について、施工期間をそれぞれ約 4 カ月見込んでいます。</p> <p>それぞれの工事は、実施設計を行い、仕様書を決定します。</p> <p>利用制限に伴う減収分については、別途補填等の措置は行いません。</p>
<p>5</p>	<p><b>仕様書 P19 2 県への納付について</b></p> <p>指定管理者は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、指定管理料の額から当該超過額の 2 割に相当する額（円未満の端数は切り捨て）を差し引いた額を県に納付するものとしますと記載されています。その場合、8 割を県に納付すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>「岐阜アリーナ管理運営業務仕様書」及び「岐阜アリーナの管理に関する基本協定書（案）」の記載に誤りがありましたので、下記のとおり修正します。</p> <p>○仕様書第 8 「2 県への納付」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、当該超過額の 2 割に相当する額（円未満の端数は切り捨て）を県に納付するものとします。</li> </ul> <p>○基本協定書（案）第 23 条第 3 項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、当該超過額の 2 割に相当する額（円未満の端数は切り捨て）を甲に納付するものとします。</li> </ul> <p>○基本協定書（案）第 23 条第 4 項を削除</p>

6	<p><b>仕様書補足資料 P9 緑地管理業務対象一覧表について</b></p> <p>正面駐車場の工事完了により、令和4年度以降一覧表の名称、数量が変更しています。表下部に記載のとおり、数量確定後、協議の上見直しを行うが、本見直しによる指定管理料の増額は原則として行わないと記載されていますが、減額されることはありますでしょうか。</p>	<p>指定管理料を減額することはありません。</p>
7	<p><b>キャッシュレス決済について</b></p> <p>岐阜県からの要望により、現指定管理者は、令和4年10月からキャッシュレス決済を1社導入しています。本公募における管理運営業務仕様書等に導入についての記載はありませんが、次期指定管理期間においても必須と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>キャッシュレス決済は必須ではありませんが、岐阜県はキャッシュレス決済の導入を推奨しています。</p>